

成立事例(福島県・女性のケース)

- 東日本大震災で自宅が全壊となり、現在借上げ住宅に居住している。
- 震災により収入が大幅に減少したことで、住宅ローンの返済を行うことが出来なくなり「個人版私的整理ガイドライン」の利用を検討し、債務整理について相談した。
- 結果として、自宅跡地の「公正な価額(※)」に相当する約200万円を分割返済することとし、自宅跡地を手元に残して、約600万円の借入の免除を受けることができた。(※)時価に相当する額

ガイドライン成立前の借入残高	
借入先	借入残高①
B銀行 (住宅ローン)	800万円
合計	800万円

成立後
ガイドライン
→

ガイドライン成立後の借入(債務)免除結果		
債務整理による返済額②	返済方法	免除額 ①-②
(分割返済) 200万円	分割返済	600万円
200万円		600万円